

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険税の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づく国民健康保険税の減免を実施します。減免の要件、手続等は以下のとおりです。

■対象となる世帯と減免額

1. り患世帯

要件：新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

減免額：保険税を全額免除

2. 減収世帯

要件：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により、主たる生計維持者の令和2年2月以降の収入が減少し、国民健康保険税の納付が困難となり、下記の要件を全て満たす方

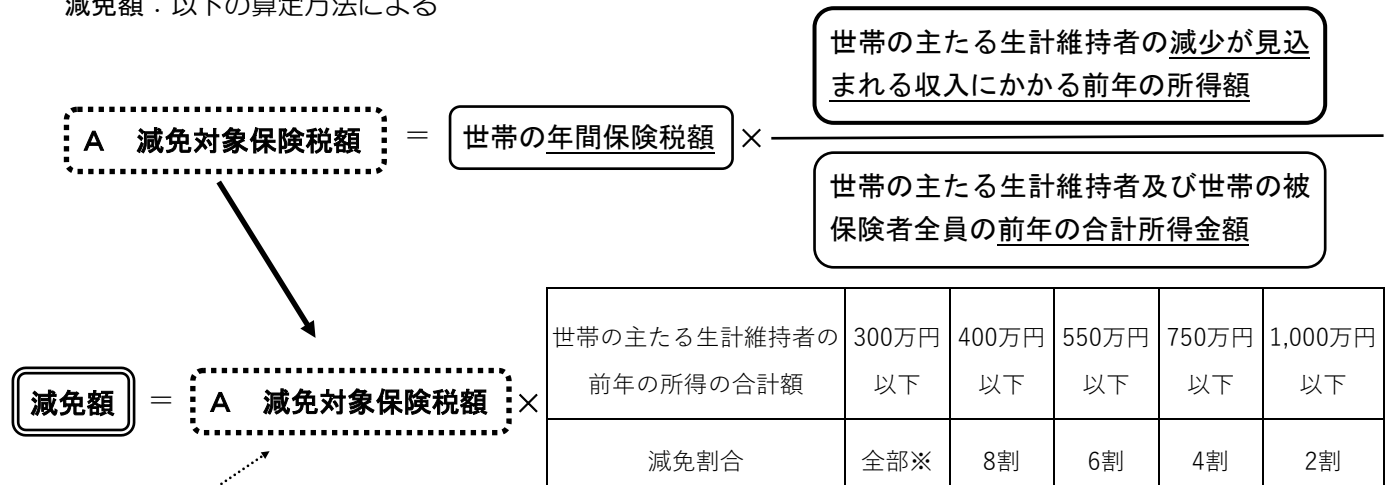
●今年の見込み事業収入等（事業、不動産、山林又は給与収入）のいずれかの

減少額が、前年のその収入の3割以上である。

●前年合計所得額が1,000万円以下である。

●減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下である。

減免額：以下の算定方法による



※事業廃止又は失業の場合、前年合計所得に関わらず減免割合は全部。

A減免対象保険税額とは、世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額に占める、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得の割合を、世帯の年間保険税額に乘じた金額になります。

※令和元年中の所得金額について、課税台帳等により調査・確認し、減免額の算定を行います。

※多数の申請が予想されるため、減免の計算と審査に時間がかかり、通知をお送りするのに1～2か月ほどかかる場合があります。また、減免保険税額の試算はできませんのでご了承ください。

※収入が3割以上減っていても、前年の所得が0円の場合は減免できない場合があります。

※減免審査は、世帯の前年所得が不明なとき、確定申告や住民税申告が必要となる場合があることをご了承ください。なお、令和2年1月1日以降に転入した方は、令和2年1月1日現在の住所地での申告が必要となる場合もあります。

■減免申請（お手続）について

（様式第1号）新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税減免申請書により申請してください。また、令和2年中の収入見込みの証明が困難な場合は、（別紙1）収入申告書及び（別紙2）収入見込み額申告書のご提出をお願いいたします。（同封の記入例をご参照ください。）

※書類の添付が困難な場合や記載内容に不備がある場合、聞き取りにより確認させていただきます。

裏面もご覧ください。

申請等ご相談の際は下記までご連絡ください。

問合せ先：滑川町役場 税務課 TEL0493-56-6902（直通）

■その他の減税制度（非自発的失業軽減について）

解雇や倒産などで職を失った方への国民健康保険税負担軽減策になります。

軽減制度は、保険税を計算する際に、失業者本人の前年の給与所得を30/100とみなして計算します。軽減対象期間は、離職日の翌日の属する月から離職日の翌月の属する年度の翌年度末、または、国民健康保険の資格喪失までです。

対象者は、失業給付のためにハローワークから交付された雇用保険受給資格者証の写しを添えて、町民保険課年金国保担当で手続きをしてください。

離職日の時点で65歳未満で、雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄または、「離職年月日理由」欄に下記のコードが記載されている方が対象となります。

	対象コード
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

※給与所得のみの非自発的失業者は、新型コロナウイルスの影響による減免の対象外となります。

お問合せ先 滑川町役場町民保険課 年金国保担当 TEL 0493-56-2210（直通）

■減免の決定について

○減免の決定時期

減免申請をいただいた後に、減免決定通知書をお送りする予定です。多数の申請が予想されるため、減免の計算と審査に時間がかかり、通知をお送りするのに長時間がかかることをご了承ください。

○減免決定までに納期限が到来する保険税の納付について

変更後の保険税の通知がお手元に届くまではそのままの金額でお支払ください（納付済みの保険税が減免された場合、保険税は還付されます）。減免による保険税の変更が間に合わない場合でも、当初の納期限経過後に未納となっている場合は督促状が送付されますので、ご了承ください。

納期限までのご納付が難しい場合は、税務課へご相談ください。（下記の徴収猶予の「特例制度」をご確認ください。）

○減免決定された納期の税額が納付されてしまったら

口座振替による納付や特別徴収（年金天引き）による納付の対象世帯では、先に振替や天引きの手続きが進められていることから、減免決定されたにもかかわらず税額が町に納付されてしまうことがあります。そのような場合は、減免後の税額と納付済み税額との差額を調整させていただくことがありますのでご了承ください。納付された額が税額を上回った場合は、差額をお返しいたします。後日、還付金の通知書を送付いたします。

○減免決定後の注意点

減免は、「申請日時点で令和2年の収入が前年より3割以上減少する見込みであること」を予測して決定しており、減免の決定を受けた方は、その後も毎月の収入状況を管理し、減免要件を満たすほどの減収がないと判断した場合はご連絡をお願いします。

○減免決定の取消

偽りの申請や不正行為により減免を受けた場合、これらが判明したときは減免金額の変更や減免決定の取り消しとなる場合があります。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」について

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

以下①②のいずれも満たす納税者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

裏面もご覧ください。

申請等ご相談の際は下記までご連絡ください。

問合せ先：滑川町役場 税務課 TEL 0493-56-6902（直通）